

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

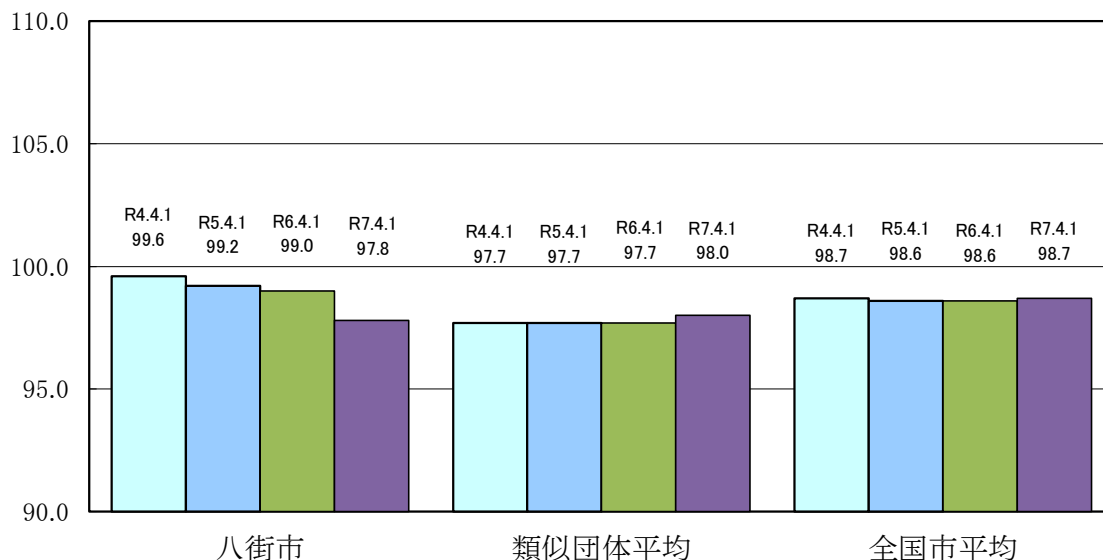
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 66,631	千円 25,414,263	千円 751,205	千円 4,861,799	% 19.1	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和6年度	人 494	千円 2,012,145	千円 292,465	千円 778,766	千円 3,083,376	千円 6,242	千円 6,207

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

(4) 給与と改定の状況 ※人事委員会は設置していない。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)		
令和6年度	— 円	— 円	— 円 (%)	— %	— %	3.62 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.65 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別級の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額引上げを行うとともに、8級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格メリットを拡大することにより、給与が上昇する仕組みとした。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、八街市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。経過措置として、令和7年4月1日は3%、令和8年4月1日からは4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
八街市の支給割合	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	43.7 歳	334,611 円	384,624 円	378,401 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.8 歳	329,201 円	389,817 円	357,126 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八街市	56.2 歳	7 人	263,357 円	289,052 円	274,623 円	—	— 歳	— 円	—
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	53.8 歳	18 人	316,715 円	342,155 円	329,568 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八街市	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

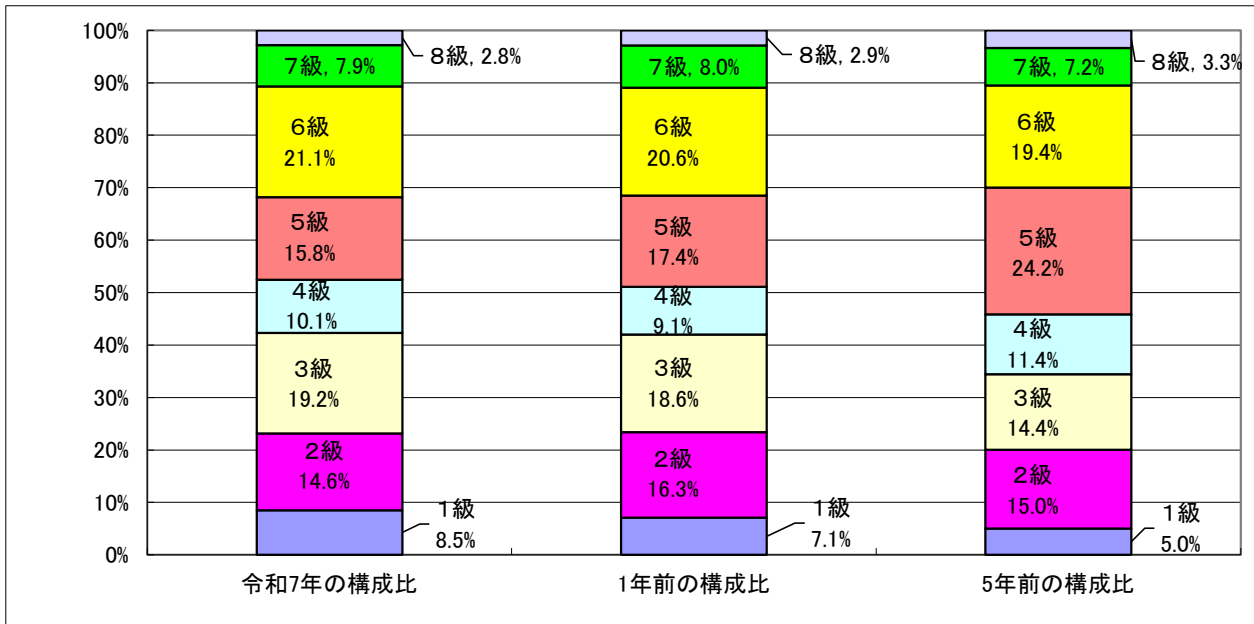
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,267 円	352,702 円	384,356 円	405,995 円
	高 校 卒	—	315,266 円	—	361,457 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

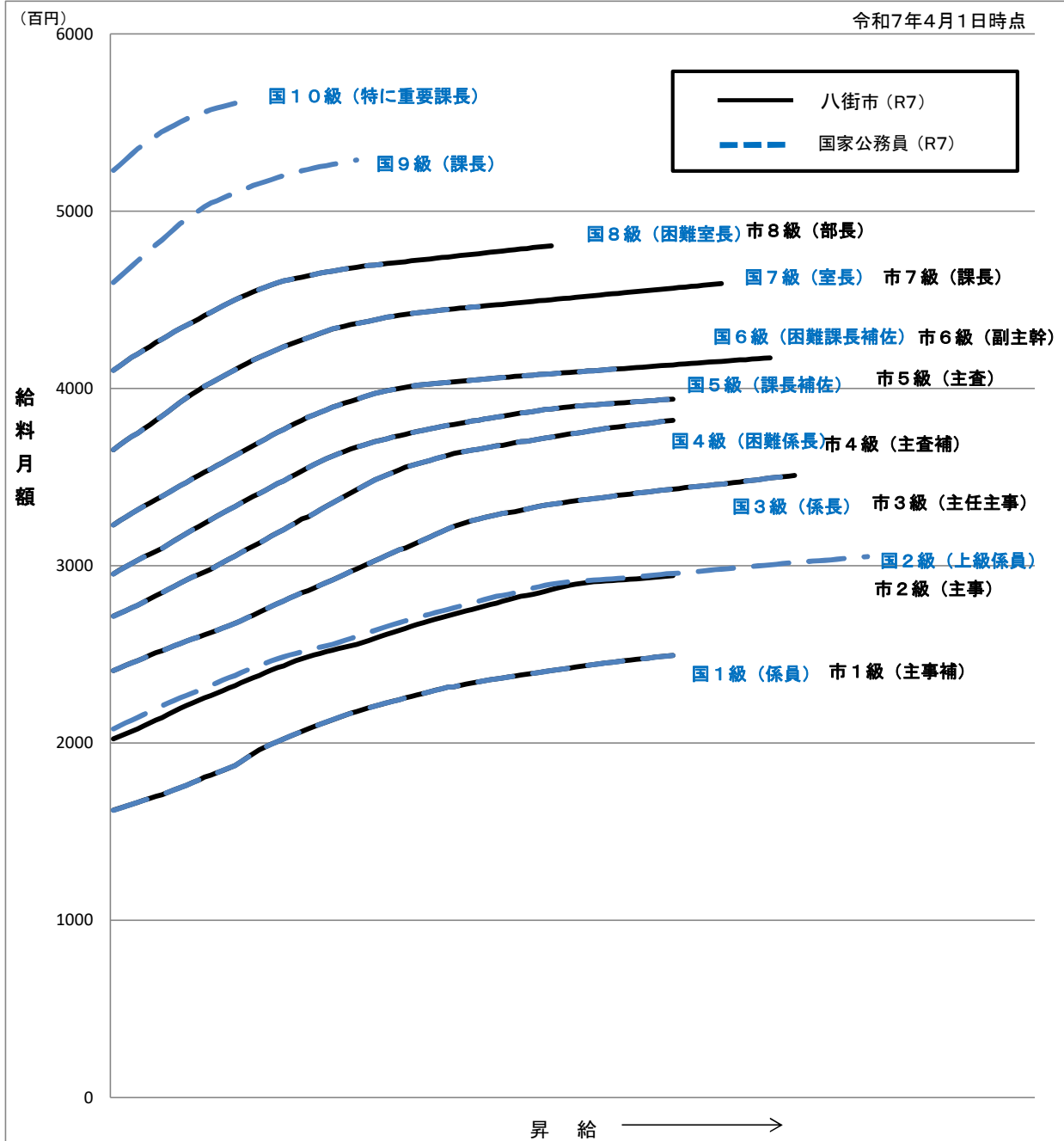
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	30人	8.5%	183,500円	258,100円
2級	主事	52人	14.6%	225,600円	298,000円
3級	主任主事	68人	19.2%	265,300円	354,700円
4級	主査補	36人	10.1%	298,800円	386,100円
5級	主査	56人	15.8%	321,300円	398,200円
6級	主幹、副主幹	75人	21.1%	355,200円	421,700円
7級	課長	28人	7.9%	408,300円	463,900円
8級	部長	10人	2.8%	458,300円	486,500円

- (注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)

令和7年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八街市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市		千 葉 県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,545 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,829 千円		—	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 勤勉手当 (1.40) 月分 (1.00) 月分 （内訳） 6月期 1.225 月分 1.025 月分 (0.6875) 月分 (0.4875) 月分 12月期 1.275 月分 1.750 月分 (0.7125) 月分 (0.5125) 月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 勤勉手当 (1.40) 月分 (1.00) 月分 （内訳） 6月期 1.225 月分 1.025 月分 (0.6875) 月分 (0.4875) 月分 12月期 1.275 月分 1.750 月分 (0.7125) 月分 (0.5125) 月分		（令和6年度支給割合）※ 期末手当 2.50 月分 2.10 月分 勤勉手当 (1.40) 月分 (1.00) 月分 （内訳） 6月期 1.225 月分 1.025 月分 (0.6875) 月分 (0.4875) 月分 12月期 1.275 月分 1.750 月分 (0.7125) 月分 (0.5125) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（八街市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

八 街 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
（退職時特別昇給	無				
1人当たり平均支給額	945 千円	21,395 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		65,140 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		115,906 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
八街市全域	3 %	562 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	109,298 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	214 千円
支給実績 (令和5年度決算)	87,681 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	155 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・子 11,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者 3,000円 (8級は廃止)	同		41,826 千円	229,810 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給	同		27,569 千円	316,874 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等150,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		37,054 千円	84,213 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	36,006 千円	679,358 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当 たりの給与額の125/100～150/100 の範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間 を正規の勤務時間として勤務 した場合、勤務1時間当 たりの給与額の25/100をその間の勤務 時間に対し支給する。			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,400円を支給	同		1,074 千円	4,400 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	705,500 円 (830,000)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,104,000 円 / 412,500 円	
	副 市 長	621,000 円 (690,000)	822,000 円 / 621,000 円	
報酬	議 長	445,000 円	535,000 円 / 390,000 円	
	副 議 長	400,000 円	475,000 円 / 325,500 円	
	議 員	355,000 円	441,000 円 / 303,000 円	
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合) 4.20 月分		
	副 市 長 議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.20 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 在職月数×給料月額×(35/100)	(1期の手当額) 13,944,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	在職月数×給料月額×(25/100)	8,280,000 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

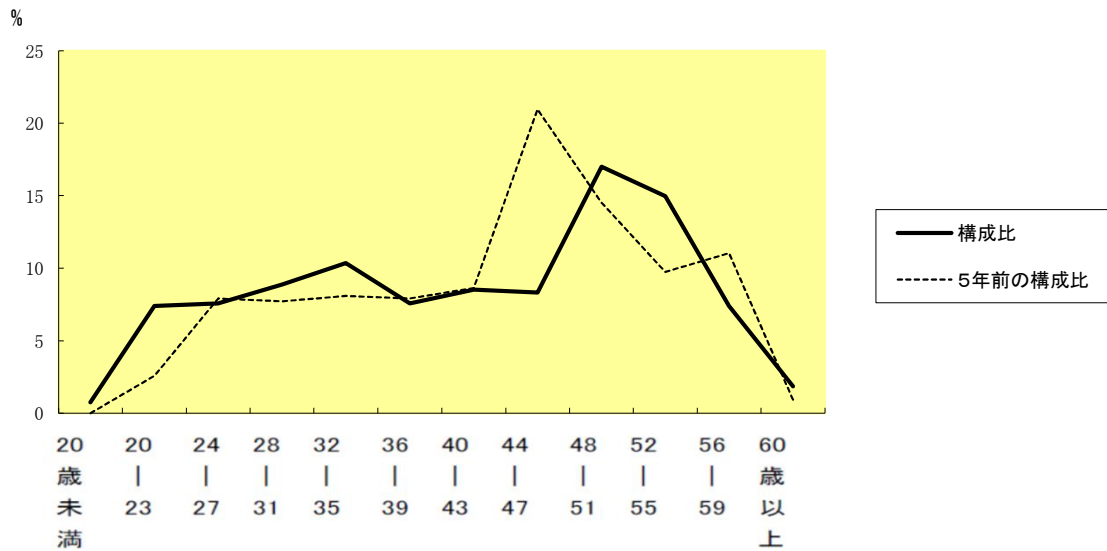
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
部 門			令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		業務量に見合った人員配置	
		総務・企画	96	97	1		
		税務	39	39			
		農林水産	21	20	- 1		
		商工	5	5			
		土木	46	42	- 4		公共施設及び市有地の維持管理における支援体制の見直し
		民生	157	161	4		要支援児対応体制の強化による保育士の配置
衛生		45	42	- 3	子ども医療費助成業務及び予防接種業務の対応体制見直し		
	計	414	411	- 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.25 人)		
	教育部門	80	79	- 1			
	小 計	494	490	- 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.51 人)		
公営企業等	水道	10	10				
	下水道	10	10				
	その他	35	34	- 1			
	小 計	55	54				
合 計			549	544	- 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.64 人	
			[636]	[636]	[0]		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	40人	41人	48人	56人	41人	46人	45人	92人	81人	40人	10人	544人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	404	414	419	416	414	411	7 1.7
教育	84	84	84	81	80	79	-5 ▲ 6.0
普通会計計	488	498	503	497	494	490	2 0.4
公営企業等会計計	56	56	55	56	55	54	-2 ▲ 3.6
総合計	545	546	544	553	549	544	-1 ▲ 0.2

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	702,254	31,373	61,143	8.71	7.60

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,032千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	10	37,834	4,843	13,326	61,143	6,114	6,187

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般職の管理職手当について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、20%削減している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八街市	43.0 歳	376,553 円	512,080 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市下水道事業				八街市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和6年度）				1人当たり平均支給額（令和6年度）			
1,333 千円				1,545 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.40) 月分		(1.00) 月分		(1.40) 月分		(1.00) 月分	
(内訳)				(内訳)			
6月期 1.225 月分		1.025 月分		6月期 1.225 月分		1.025 月分	
(0.6875) 月分		(0.4875) 月分		(0.6875) 月分		(0.4875) 月分	
12月期 1.275 月分		1.750 月分		12月期 1.275 月分		1.750 月分	
(0.7125) 月分		(0.5125) 月分		(0.7125) 月分		(0.5125) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～15%				・役職加算 5%～15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八街市下水道事業			八街市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給)	無				

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,336 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		134 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
八街市全域	3 %	10 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	903 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	90 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	194 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 11,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者 3,000円（8級は廃止） 	同		876 千円	175,200 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給 	同		0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車・バスを利用する場合 定期代等150,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給 	同		938 千円	104,194 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。 	一部異なる	階級別の単 価が異なる	696 千円	696,000 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当た りの給与額の125/100～150/100 の範囲内で支給する。 	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・午後10時～翌午前5時までの 間を正規の勤務時間として勤 務した場合、勤務1時間当たり の給与額の25/100をその間の勤 務時間に対し支給する。 			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。 	同		— 千円	— 円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 998,200	千円 150,798	千円 63,444	% 6.36	% 6.69

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,329千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 10	千円 39,379	千円 7,156	千円 16,909	千円 63,444	千円 6,344	千円 6,317

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般職の管理職手当について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、20%削減している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八街市	41.8 歳	350,848 円	501,783 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業				八街市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和6年度）				1人当たり平均支給額（令和6年度）			
1,691 千円				1,545 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.50 月分	2.10 月分			2.50 月分	2.10 月分		
(1.40) 月分	(1.00) 月分			(1.40) 月分	(1.00) 月分		
(内訳)				(内訳)			
6月期	1.225 月分	1.025 月分		6月期	1.225 月分	1.025 月分	
	(0.6875) 月分	(0.4875) 月分			(0.6875) 月分	(0.4875) 月分	
12月期	1.275 月分	1.750 月分		12月期	1.275 月分	1.750 月分	
	(0.7125) 月分	(0.5125) 月分			(0.7125) 月分	(0.5125) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～15%				・役職加算 5%～15%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八街市水道事業			八街市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無)				

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,247 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		125 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
八街市全域	3 %	10 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,643 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	264 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,941 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	194 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 11,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者 3,000円(8級は廃止)	同		1,476 千円	295,200 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給	同		336 千円	336,000 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等150,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		843 千円	84,240 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	696 千円	696,000 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当た りの給与額の125/100～150/100 の範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時まで の間を正規の勤務時間として勤 務した場合、勤務1時間当たり の給与額の25/100をその間の勤 務時間に対し支給する。			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		— 千円	— 円

キ 寒冷地手当

寒冷地手当制度なし